

日本病理学会北海道支部内規

第1章 総則

第1条 この内規は、日本病理学会定款第27条に基づき、北海道地区の日本病理学会支部の構成運営及び支部長の選任に関し、必要な事項を定める。

第2条 本支部は、日本病理学会北海道支部と称する。

第3条 本支部の事務局は、支部長の定める機関に置く。

第4条 本支部は、日本病理学会の北海道支部として病理学の進歩・発展を目指し、特に病理診断学の精度向上とその実践を通じて医療に貢献する。また、病理学に関連する分野の進歩・普及に寄与し、併せて会員の社会的地位の向上や親睦を図ることを目的とする。

第5条 本支部は、前条の目的を達成するために、学術集会及び総会を開催する。

第2章 会員

第6条 本支部に属する構成員を会員と称し、一般会員、特別会員、準会員および機関会員とする。

1. 日本病理学会会員で北海道支部の所在地区に勤務する者は自動的に本支部の一般会員となる。
2. 特別会員は、本支部に貢献した者で、幹事会の推薦により総会の承認を得

た者とする。

3. 準会員とは、学生、外国人短期留学生、臨床検査技師、他学会会員等で本支部の活動に参加を希望し、2名以上の一般会員の推薦により幹事会で承認された者とする。

4. 特別会員と準会員は、本支部のみに属し、本支部会報などの資料の配布を受けるが、支部の決議および支部長選挙には参加しないものとする。

5. 機関会員は、本支部の目的に賛同して入会した団体とする。

第3章 役員及び会議

第7条 本支部の次に役員を置く。

1. 役員は北海道支部の一般会員の中から選任する。

2. 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補充または増員により選任された役員の任期は、前役員または現役員の残任期間とする。

3. 支部長は日本病理学会役員（理事、監事）規程第6条、ならびに日本病理学会支部運営指針により規定され、本内規第11条によって定められた方法に則り選出する。

4. 幹事は、支部総会の承認を得て、支部長が委嘱する。

5. 幹事は、業務遂行上必要な小委員会を設けることができるものとする。

6. 監事は、支部長が委嘱し、総会にて報告する。

7. 役員の併任はこれを妨げない。ただし、監事は他の役員を兼ねることはで

きない。

第8条 役員の役務は、次のとおりとする。

—

第9条 一般会員は、総会を構成し、支部運営に必要な事項を協議し、議題、議案等を審議する。

第10条 総会の議長は、総会開催時の学術集会を開催する機関の代表者（会長）とする。議決を要する場合には、出席一般会員の過半数によって行う。

第4章 支部長の選出

第11条 支部長の選出は、次のとおり行う。

—

(1) 日本病理学会の役員選出・選任方法指針に基づき、支部長（すなわち地方区選出理事）候補者は、1 名单記の選挙によって決める。日本病理学会会員システム上におけるオンライン投票により行う。

(2) 被選挙権者は支部長就任年度4月1日時の年齢が満63歳以下の日本病理学会北海道支部の正会員とする。

(3) 選挙権者は日本病理学会北海道支部の学術評議員とする。

(4) 選挙管理は日本病理学会選挙管理委員会が行い、理事会で承認された上で、現理事長により総会において選任が諮られる。

第5章 会の運営および会費

第12条 本支部においては、会費を徴収しない。

第13条 本支部の運営には日本病理学会から支給される支部運営費をあてる。

第14条 学術集会の開催にあたっては、参加費などを徴収しこれを集会の運営費とする。

第6章 会計

第15条 会計担当幹事がこれを管理する。予算、決算は総会の承認を得なければならない。

第16条 財産は、郵便貯金、または銀行預金とし事務局内に保管する。

第17条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第18条 会計報告を日本病理学会本部に提出する。

第7章 補則

第19条 幹事の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 庶務：支部長を補佐し、会務全般の運営を担当する。
- (2) 会計：支部会計を担当する。

(3) 学術：支部における学術活動の立案、運営を担当する。

(4) 病理業務：各医療機関や衛生検査所における病理医の動向、業務内容に関する情報の収集や分析、精度管理、コンサルテーションネットワーク、地方公共団体との折衝などに携わる。

第20条 本支部で行う学術集会は、人体病理学に関するものを主とし、これに関する基礎的研究、病理診断学、病理技術、医療関係制度、医学教育、一般市民への啓発などを主題とするものも取り入れて下記のような集会を行うものとする。

(2) 人体診断病理に関する講演会

(3) 人体診断病理に役立つ基礎的研究を含む講演会

(4) 病理技術に関する講演会

(5) 医療制度や保険制度あるいは医学教育に関する講演会や討論会

(6) 一般市民の啓発を図る講演会など

(7) その他

第21条 本内規の改廃は、総会において出席した会員の過半数の決議による。

附則

1. 本内規は、平成10年9月6日より施行する。

2. 第4章 第11条を改訂、令和元年10月19日より施行する。